



大津市公報

平成 26 年 6 月 16 日
号外 (第 41 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 91 大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則..... 1
- 92 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2
- 93 大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則..... 2

企 業 局 管 理 規 程

- 13 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程..... 4

規 則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則を公布する。
平成26年 6 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第91号

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則

(設置)

第 1 条 本市における再生可能エネルギー等の利活用を推進するため、大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

市有施設等における再生可能エネルギー等の利活用に関すること。

市民、市民団体、事業者による再生可能エネルギー等利活用の促進支援に関すること。

市有施設における新電力の導入に関すること。

その他再生可能エネルギー等の利活用に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

会長

副会長

委員

幹事

2 会長は、政策調整部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、政策調整部政策監の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表第 1 委員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 委員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 幹事は、委員の属する課又は室の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(職務)

第 4 条 会長は、市長の命を受けて、推進会議の事務を総括するとともに、委員及び幹事を指揮監督する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、会長の命を受けて、所掌事務を処理する。

4 幹事は、委員を補佐し、所掌事務を処理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、委員会及び幹事会議とし、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会会議は、会長、副会長及び委員で構成し、所掌事務について審議する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、所掌事務について協議する。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

部 局	委 員
政策調整部	企画調整課長
総務部	管財課長 公共施設マネジメント推進室長
市民部	自治協働課長
産業観光部	商工労働政策課長 農林水産課長
環境部	環境政策課長 施設整備課長
建設部	建築課長

別表第 2 (第 3 条関係)

部 局	委 員
企業局	営業推進課長 施設整備課長
教育委員会事務局	教育総務課長

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 6 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 92 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

第 21 条の 2 第 30 号中「固定資産税」を「市税」に、「帳票の」を「帳票等の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 6 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 93 号

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則

大津市景観法等施行細則 (平成 18 年規則第 105 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(適合状況の通知)

第 3 条の 2 市長は、法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該届出に係る行為が景観計画に定める当該行為についての制限に適合すると認める場合にあっては適合通知書 (様式第 7 号の 2) により、適合しないと認める場合にあっては不適合通知書 (様式第 7 号の 3) により、当該届出をした者に通知するものとする。

様式第 7 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 3 条の 2 関係)

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

適 合 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった大津市景観計画区域内における下記の行為(行為変更)は、大津市景観計画に定める当該行為についての制限に適合すると認めたので、大津市景観法等施行細則第 3 条の 2 の規定により通知します。

記

行為の種類

行為の場所

様式第 7 号の 3 (第 3 条の 2 関係)

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

不 適 合 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった大津市景観計画区域内における下記の行為(行為変更)は、大津市景観計画に定める当該行為についての制限に適合しないと認められるので、大津市景観法等施行細則第 3 条の 2 の規定により通知します。

については、大津市景観計画に定める当該行為の制限に適合させるため、下記の措置を講じられるよう指導・助言します。

記

行為の種類

行為の場所

大津市景観計画に定める当該行為の制限に適合させるために講ずべき措置

附 則

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第13号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程を次のように定める。

平成26年6月16日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第39号)附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成26年6月16日とする。